

○豊橋市青少年センター条例

昭和53年3月31日

条例第12号

[注] 平成22年6月から改正経過を注記した。

豊橋市青少年センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、豊橋市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 健全な青少年の育成を図るため、青少年センターを次の場所に置く。

豊橋市牟呂町字東里26番地

(一部改正〔平成22年条例39号〕)

(事業)

第3条 青少年センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年のための研修会、講習会等を開催すること。
- (2) 青少年のためのレクリエーション活動を実施すること。
- (3) 青少年の団体活動を助長すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

(使用資格)

第4条 青少年センターを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 青少年及び青少年指導者
- (2) その他教育委員会が認めた者

(一部改正〔平成22年条例39号〕)

(使用の承認等)

第5条 青少年センターを使用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その際別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、これを減免することができる。

(一部改正〔平成22年条例39号〕)

(使用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を承認しない。

- (1) 青少年センターの設置目的に反すると認めたとき。
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とした使用であると認めたとき。
- (3) 施設、設備等を破損するおそれがあると認めたとき。
- (4) 公益上又は管理上支障があると認めたとき。

(一部改正〔平成22年条例39号〕)

(権利譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(一部改正〔平成22年条例39号〕)

(使用承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、青少年センターの使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

(一部改正〔平成22年条例39号〕)

(使用料の還付)

第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 指定管理者が、前条第2号の規定により使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。
- (2) 使用者の責に帰することができない事由により使用できなくなったとき。
- (3) 使用者が、使用期日前5日までに使用の承認の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。

(一部改正〔平成22年条例39号〕)

(原状回復)

第10条 使用者は、青少年センターの使用を終わったとき又は第8条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(一部改正〔平成22年条例39号〕)

(損害賠償)

第11条 使用者は、青少年センターの施設、設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(一部改正〔平成22年条例39号〕)

(指定管理者による管理)

第12条 青少年センターの管理は、指定管理者に行わせる。

(追加〔平成22年条例39号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 青少年センターの事業として教育委員会が定める事業の実施に関する業務
- (2) 青少年センターの使用の承認に関する業務
- (3) 青少年センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

(追加〔平成22年条例39号〕)

(管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及び関係規則並びに個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところに従い、適正に青少年センターの管理を行わなければならない。

(追加〔平成22年条例39号〕、一部改正〔令和4年条例42号〕)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(一部改正〔平成22年条例39号〕)

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、別表中宿泊する者が使用する場合に関する規定は、規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和54年6月27日条例第25号)

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

附 則 (昭和57年3月31日条例第19号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月27日条例第27号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月19日条例第29号）

この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第20号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの条例による改正前の豊橋市青少年センター条例の規定により施行日以後の使用（照明設備を使用する場合を除く。）について許可を受け、又は申請をした者の当該使用に係る使用料の額については、この条例による改正後の豊橋市青少年センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第2号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

（公の施設の使用等に係る経過措置）

第2条 平成9年4月1日（以下「施行日」という。）前にこの条例（中略）による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について許可を受け、又は申請をした者の当該使用等に係る使用料の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月17日条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
（豊橋市児童文化センター条例の廃止）
- 2 豊橋市児童文化センター条例（昭和37年豊橋市条例第15号）は、廃止する。
（豊橋市青年の家条例の廃止）
- 3 豊橋市青年の家条例（昭和55年豊橋市条例第12号）は、廃止する。
（豊橋市青年の家条例の廃止に伴う経過措置）
- 4 この条例の施行の際、現に廃止前の豊橋市青年の家条例の規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為については、改正後の豊橋市青少年センター条例の相当規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為とみなす。

（経過措置）

5 この条例の施行の際、現に改正前の第6条第1項の規定により承認を受けている者は、改正後の第5条第1項の規定により承認を受けたものとみなす。

附 則（平成25年12月12日条例第34号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

（公の施設の使用等に係る経過措置）

第2条 平成26年4月1日（以下「施行日」という。）前にこの条例（第1条、第2条（別表第3(4)有料公園施設を利用する場合駐車場の部の改正を除く。）、第6条から第8条まで、第10条、第14条から第25条まで、第27条（別表第1の改正を除く。）、第29条、第30条、第32条から第40条まで、第42条から第45条まで及び第50条から第56条までの規定に限る。以下同じ。）による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日条例第8号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年6月1日から施行する。（後略）

（公の施設の使用等に係る経過措置）

第2条 この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以前にこの条例（第4条、第5条、第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第21条、第23条及び第27条から第29条までの規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の各条例の規定により平成30年6月1日以後の使用等について許可等を受け、又は申請をした者の当該使用等に係る使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 （略）

附 則（平成31年3月27日条例第14号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（公の施設の使用等に係る経過措置）

第2条 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）前にこの条例（第1条、第2条、第4条から第7条まで、第9条から第14条まで、第15条（第3条及び第6条の改正並びに別表第3を削る改正を除く。）、第17条から第28条まで、第31条から第

39条まで、第41条から第45条まで、第47条、第51条、第52条、第54条及び第57条の規定に限る。以下同じ。)による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収等した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和4年12月16日条例第42号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月19日条例第58号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日(次条において「施行日」という。)から施行する。

(公の施設の使用に係る経過措置)

第2条 この条例の公布の日以前にこの条例(第1条から第3条まで、第6条から第10条まで、第12条、第13条、第16条(別表第2講堂の項の改正規定に限る。))及び第18条の規定に限る。以下この条において同じ。)による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用について承認等を受け、又は申請をした者の当該使用に係る使用料の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(豊橋市青少年センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の豊橋市青少年センター条例の規定により発行されている回数使用券は、第6条の規定による改正後の豊橋市青少年センター条例の規定により発行された回数使用券とみなす。

別表(第5条関係)

(一部改正〔平成22年条例39号・25年34号・30年8号・31年14号・令和7年58号〕)

1 宿泊施設を使用する場合(1人1泊につき)				
区分	小・中学生	青年	一般	
団体	150円	400円	670円	
2 専用使用				
時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時か	午後1時から	午後5時か	午前9時から

区分			ら正午まで	午後 4 時まで	ら午後10時 まで	午後10時まで
			円	円	円	円
第 1 研修室			820	820	1,410	3,590
第 2 研修室			400	400	670	1,730
第 3 研修室			820	820	1,410	3,590
第 4 研修室			400	400	670	1,730
第 5 研修室			820	820	1,410	3,590
体育 室	スポ ーツ	全面使 用	2,110	2,110	3,570	9,190
		片面使 用	1,060	1,060	1,790	4,610
	その 他	全面使 用	4,230	4,230	7,140	18,420
		片面使 用	2,120	2,120	3,570	9,210
大研修室			2,620	2,620	4,300	11,280
音楽室			2,110	2,110	3,570	9,190
多目的室			1,690	1,690	2,850	7,350
3 個人使用						
区分			普通使用券		回数使用券	
体育室			小・中学生	1回 40円	小・中学生	400円
			青年	1回 90円	青年	900円
			一般	1回 130円	一般	1,300円
4 照明設備を使用する場合						
区分		照明使用料		時間		
運動広場		1,480円		日没から午後 9 時まで		

- 1 この表の時間外において使用するときの専用使用に係る使用料は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その使用が午前9時以前のときは午前の、午後10時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げる。）とする。

- 2 時間区分を連続して使用するときの使用料は、当該時間区分に係る使用料の額を合算した額に、正午から午後1時までの1時間にあつては午前の、午後4時から午後5時までの1時間にあつては午後の時間区分の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。
- 3 宿泊施設を使用する者が第1研修室、第2研修室、第3研修室、第4研修室又は第5研修室を使用する場合（使用期間の最終日を除く。）の当該使用料は、無料とする。
- 4 青年とは、30歳未満の者をいう。ただし、小・中学生及び学齢に達しない者を除く。
- 5 一般とは、30歳以上の者をいう。
- 6 団体とは、代表者又は責任者を有する5人以上の集団をいう。
- 7 回数使用券は、11枚つづりとする。
- 8 市外の者が使用する場合（個人使用を除く。）の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- 9 企業活動のために使用する場合（個人使用を除く。）の使用料は、当該使用料の3倍の額とする。
- 10 第8項の規定は、前項の規定に該当する場合については、適用しない。